

低炭素建築物認定申請手数料(令和7年4月1日現在)

単位(円)

低炭素建築物認定申請手数料 (適合証添付の場合)	認定申請	計画変更 認定申請
一戸建て住宅	5,800	4,100
一戸建て住宅以外		
住宅部分		
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	11,300	8,000
当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	23,800	16,700
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	52,800	37,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	94,700	66,500
当該部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	119,000	83,500
当該部分の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	148,000	103,000
非住宅部分		
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	11,300	8,000
当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	19,500	13,800
当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	31,600	22,200
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	94,300	66,100
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	149,000	104,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	188,000	132,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	235,000	165,000

※適合証の添付がない場合は、金額が変わります。  
 ※詳細は東京都台東区手数料条例をご覧ください。